

鶴岡市農業委員会第17回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和4年4月12日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1番 須田 進二 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	2番 原田 政幸 16番 伊藤 貢
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整主任 金内 かな 主事 佐藤 穂高 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は2番 原田 政幸推進委員 16番 伊藤 貢推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第17回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。1番 五十嵐 覚委員、2番 荻原 優太委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第4号 農地法第4条の規定による届出について》
	(説明)《報告第5号 農地法第5条の規定による届出について》
議長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
8番委員	企業の鶴89■■■が時効取得ということになっておりますが、その経緯と現況が田ということで耕作状況を教えていただければと思います。
事務局	<p>この当該地が平成6年に競売にかけられた場所でありまして、土質調査のために■■■が取得しようとした経緯があったようです。ただ会社では取得できないために社員であった方の名前で取得したということです。岡山地区の圃場整備が行われる予定で、それに伴って会社が時効取得することになったということでした。当初は圃場整備の対象地に入っていたのですが、手が入ってなかったみたいで、誰もこの農地を欲しがる人がいないということです。現在の状況は、土質調査終了後に柿の木を10本ほど植えて、周りの草刈りを行う程度で肥培管理などはしていない様子であります。</p> <p>会社としては今後も耕作するつもりはないということで、できれば圃場整備の対象地に入れてもらって、一緒に圃場整備を完了させて、地元の農家に売却なり、耕作してもらうことがベストですが、地元の話によると、この農地を圃場整備から外すかどうかというような話になっているようです。毎年の農地パトロールなどで現況を確認し、場合によっては適正管理に努めるよう指導するなどの対応も必要になるだろうということです。法務局から10月に通知があり、分室から地区担当委員にも、この件について情報提供して下さいと伝えてあります。</p>
議長	ありがとうございました。石塚委員よろしいでしょうか。
8番委員	はい
議長	他の質問はありませんか
7番推進委員	7番榎本です。今の件ですけれども3条ですので受け手側の取得要件(面積案件)、■■■の関係そのへんのこと教えていただきたいと思います。
事務局	競売で■■■の社員だった人が適格証明を受けて取得したという流れだと思います。
7番推進委員	そこまではいいのですが、その後■■■が時効取得する段階で、適格要件の社員の方ではなくて、会社になるわけですからその辺はいかがなものか。

事務局	時効取得ですので一応■■が実質の取得者というかたちになっていたということです。
事務局	鶴岡分室の齋藤です。ただいまの件ですが、要するに登記簿上、個人の名前ではありますが、実質的に会社が取得したということの時効取得というかたちで法務局が認めて、そのように変わったという案件になります。よろしいでしょうか。
7番 推進委員	農地であれば時効取得は誰でも受けられるという解釈でいいのでしょうか。
事務局	誰でも、ということではないのですが、公然と場所を利用して20年、一応経った場合にそのような時効要件が充たされて、この件については法務局で時効取得を認めたということになるかと思います。
事務局	普通であれば農地を農地として利用するためには3条に許可が必要ですし、農地を農地以外のもので取得したいというのであれば当然5条の許可がいるということで、それぞれ許可を受けなければならないというのが農地法の規定でありますけれども、今回の時効取得・相続については3条の許可はいらぬ、ということになっていきますので、当然受け手が3条の許可要件を満たしているかという審査はなくて、公然と取得をしているという解釈になってしまうわけです。平成6年10月6日で時効取得ということで、平成6年10月時点には■■が占有して利用しているという実態から、農地の権利が時効取得で移転するというものになりますので、改めて許可が必要かどうかは全然関係ありません。よろしいですか。
7番 推進委員	このことの説明は分かりましたが、例えば20年以上前、きちんとした登記がとれず、仮登記で実質上ずっと20年以上占有してきたという方が、今の話のように、時効取得の案件は許可なしに法務局に申請して農業委員会が誰でも取得できるという解釈みたいになると、色々な部門で問題が出てくることのあるのではないかと思ったので、確認いたしました。
事務局	時効取得要件というのがありますけれども、時効取得の成立要件に充たしていなければ当然それはできないし、それを農業委員会がそれは満たしていないのではないかと改めて法務局に連絡すれば、また次のステップがあるという流れになっている。それで良いですか。
9番 推進委員	時効取得で取得できたとしても、結局農地法上では50アール案件にひっかかる、まして会社であるということからしたら、農地法上ではいけないものが登記上でいいという二重基準が発生するという考えの中で、では鶴岡市の七号バイパス付近などの仮登記してあるところは、全部取得できると考えてよろしいでしょうか。 もう一点ですが、その土地ですが取得してからは自分の土地なわけですので転用しようが農振地域でなかったら何しても良いのか。20年間例えばそこを原野にしてあれば原野扱いに申請すればとれる。そうゆうふうを考えてよろしいでしょうか。
事務局	最初にまず仮登記の関係ですが、通常仮登記の場合に条件がつけられておりまして、それには農地法第3条の許可を要するとなっておりますのでできません。そのあとの件ですが、確かにそのような危惧はありますが、周辺との調整ということもありますので、単に特段でできるというものではないと思いますし、農業委員会としてはそういうふうにならないように監視をしていかないといけないと思っております。
議長	よろしいでしょうか。菊地推進委員、榎本推進委員。

7 番 推進員	<p>■■■としてはどうしたいのですか。会社として農地を持つという意味を当然分かっていると思いますし、違法行為を社員の名前を使って取得できるということを誰かが知ってネット等で流したら、■■■が非社会的行為を行っているということになるわけですから、そのことについて■■■はどう思っているのか。</p>
事 務 局	<p>会社としては耕作するつもりはなく、あくまでも今回この辺一体が圃場整備の対象地に入っていましたけれども、そこに入れないとといった方向でいるようです。できれば対象地に入れていただいて圃場整備完了後に地元の農家に売却して耕作してもらえればありがたいというふうに考えております。</p>
議 長	<p>現状はこのようになっておりますのでよろしくお願いします。 他に質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので議事に入ります。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p>
議 長	<p>それでは現地調査の報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>7 番大池です。4 月 7 日 9 時から午後 2 時まで推進委員の齋藤潤子さんと事務局の調整主任と私とで現地調査をしてきました。鶴 1 の件につきましては受け手の■■■さんは父親である■■■の■■■の元で、家族で経営する農家レストラン、農家民泊で使用する米や野菜などの生産に携わり、平成 26 年に独立して認定新規就農者になりました。今後の活躍が期待される若手農家の一人です。すでに自分名義で 1.2ha の田を取得し、この土地は今後も適正に管理されるものと思いますので、許可要件を満たしているとは判断いたしました。</p> <p>続きまして鶴 2 の案件ですが受け手の■■■さんは、この度父親から経営移譲を受け、経営改善計画の認定も受けている農業者で、祖父の■■■さんも農業委員を務めるなど、地域の模範となっている農家です。この件についても農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないで、許可要件を充たしているとは判断いたしました。なお鶴 3 の現地はハウスに挟まれた狭い農地で昨年は大豆を作付されているような痕跡がありました。適正に管理されている農地でありました。</p> <p>続きまして鶴 4 の使用貸借権の設定であります。受け手の■■■さんは昭和 61 年に砂谷から現在の住所地に移転した方です。わずかですが今回の案件に農地を所有しており、認定農業者でもある■■■さんから、無償でも良いので管理をお願いされたものです。現地確認では残雪や、土砂崩れのようなものもあって、なかなか行けませんでした。■■■さんの話では萱が多く茂っているため、去年の内に重機を入れて刈り取ったということで、今後は山菜や赤かぶを植える予定となっているようです。以上のことから許可要件を満たしているとは判断いたしました。なお現地確認できなかったのが航空写真などで確認したかぎりでは周囲の山林とは明らかに違い、一定の管理がなされていると確認いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは温 1 について現地報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>はい 1 番五十嵐です。温 1 の小国の田んぼですが親子間の経営移譲ですので問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
14 番 推進委員	<p>14 番五十嵐です。鶴 2 とか温 1 は親子関係・親族ですけども、全部確認しないといけないのですか。省いてもいいのではないですか。</p>

事務局	<p>3条の現地確認につきましては色々な考え方があると思いますが、農地・現場を見るという意味だけではなくて、家族がきちり農家をしているかという調査も入っていますので、この報告では家庭の中で適切な農業をしているということを調べていただいて、報告していただけるといいと思います。現場を見て、これはきちんと耕作されているのか、されていないかを必ずしも見る必要があるかというのは、毎年利用状況調査で確認しておりますので、この場ではどちらかという家庭の経営状況の話になるのかと思われま。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 他に質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます</p>
	(全員賛成)
議長	<p>全員賛成により議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については提案通り決しました。続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。</p>
3番推進委員	<p>4月7日同様に大池さん、事務局の齋藤さんと一緒に現地確認、聞き取り調査を行ったので報告します。鶴1の下川の住宅の建設については集落内の市道に面し、住宅と消防ポンプ小屋に挟まれた集落内の畑で、周辺に農地もないため、問題ないと判断いたしました。</p> <p>鶴2の三瀬の風力発電所管理用道路の建設。これは平成31年2月に3年間の一時転用許可を受け、風力発電所の管理用道路となった土地で、その後事業計画変更で1年間の一時転用を延長、さらに恒久転用に切り替えを行うため、令和4年2月に農振除外となり、この度申請に至ったものです。周囲には農地も存在せず特に問題ないと判断いたしました。</p> <p>鶴3の齋藤川原の砂利採取は田床改良するため一時転用するもので、砂利採取業者のこれまでの実績からみても、一時転用後の対応や周辺との調整もしっかりと対応してくれるものと考えられることから、特に問題なしと判断いたしました。</p> <p>鶴4の山砂採取は西郷砂丘地内で令和3年10月に許可を受けた山砂採取の現場に繋がる農道に隣接した畑で、山砂の搬出路として使用している農道の幅が狭く農耕車両の往来も多いことから、一時転用で搬出路を拡幅して利用するものです。また、山砂採取業者のこれまでの実績からも、許可要件を満たしていると判断いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますか。挙手をお願いします。</p>
8番委員	<p>鶴2について補足をしたいのですが、この高速から降りたところ、右折はかなり広く道路がとれるのですが左折ができないというところで一時転用から永久転用に変えたということでありまして、先ほどの報告では周辺に農地がないということだったのですが一時転用の部分、現状復帰ということで田んぼにまた作り変えているといった状況になっていると付け加えさせていただきます。このあたりも中山間直払いのエリアであったのですが、一時転用の時点で直払いのエリアから外したということで返還その他の措置はなかったと併せて報告させていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他に質疑のある方いらっしゃいませんか。</p>

	(発言者なし)
議 長	それでは質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を願います。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については提案通り決しました。 続きまして議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	説明《議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	それでは質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手を願います。
	(全員賛成)
議 長	それでは全員賛成につき議案第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については原案通り決しました。続きまして議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	説明《議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	ありがとうございます。 なお農用地利用集積計画(案)については 4 月 8 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですのでそれでは質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を願います。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成により議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 続きまして議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	説明《議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議 長	ありがとうございました。農地中間管理事業に関する配分計画(案)つきましても 4 月 8 日に行われました農業地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を願います。
	(全員挙手)

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了しました。</p> <p>局長より報告のありました、農業者年金裁定請求につきましては行いませんので、これで全て終了いたします。</p> <p>これを持ちまして第 17 回西部農地部会を閉会します。</p> <p>次回は 5 月 16 日(月)午後 1 時 30 分より、藤島庁舎 3 階大会議室で行います。</p> <p>鶴岡地域の現地調査は 5 月 10 日(火)8 番石塚治己委員、4 番齋藤健一委員です。よろしくお願ひします。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会 午後 2 : 3 1</p>
	<p>議 長 _____ 佐藤 康弘 _____</p> <p>議 事 録</p> <p>署名委員 _____ 五十嵐 寛 _____</p> <p>議 事 録</p> <p>署名委員 _____ 荻原 優太 _____</p>